が一き正しく使って

きれいな を自然に返しましょ





浄化槽が性能を発揮するために 浄化槽管理者(通常は世帯主)に 3つの義務があります

下表のとおり

法定検査

浄化槽が正常に機能 しているか検査

年3~4回※

消毒薬

保守点検

装置の点検・調整 消毒薬の補充など

- ※一般的な家庭用の場合
- *県(宇都宮市内は宇都宮市) に登録されている保守点検 業者に委託してください。

※汚れをたくさん食べて重くなった 微生物など *市町の許可を受けた清掃業者に

年1回以上

故障や悪臭の原因となる

汚泥※の引き抜き

清

委託してください。

検杳名 7条検査 11条検査 検査時期 使用開始後4~8ヵ月目までの間 毎年1回 検査料金 9.000円 3.300円 検査内容 水質検査・外観検査・書類検査 指定採水員※2または(一社)栃木県浄化槽協会 検査実施者 (一社)栃木県浄化槽協会※1 申し込み先 浄化槽工事業者 指定採水員を雇用する浄化槽保守点検業者

- ※1 法定検査を行う者として県が指定した機関
- ※2 11条検査のための採水を行う者として(一社)栃木県浄化槽協会が指定した者

浄化槽の維持管理Q&A

- 普段の生活で気をつけることは ありますか?
- ② 次のことに注意して浄化槽をお使いくだ さい。
 - ①トイレの洗浄水は十分な量を流す。
 - ②便器の掃除には、塩酸等の薬剤を使わない。
 - ③トイレットペーパー以外のもの(紙おむ つやたばこの吸い殻など)を流さない。
 - ④浄化槽の電源を切らない。また、通気 ロや送風機の空気取入口をふさがない。
 - ⑤マンホールの上に物を置かない。
 - ⑥台所から野菜くずや天ぷら油などを流さ ない。
 - ⑦洗剤は適量を使う。

- ○○会社と保守点検契約をしていますが、法定検査も必要ですか?
- 必要です。
 法定検査は、保守点検や清掃が正しく行われているか、浄化槽で処理した水がきれいになっているかなど、浄化槽が正常に機能しているかを確認するもので、保守点検とは目的が異なりま

詳しくは、(一社)栃木県浄化槽協会 にお問い合わせください。

法定検査についてのお問い合わせ先 (一社)栃木県浄化槽協会 TEL 028-633-1650

浄化槽に関する市町窓口 (令和6年4月現在)

す。

市町名	担 当 課	電話番号			
宇都宮市	水質管理課	028-633-2001			
足利市	クリーン推進課	0284-20-2142			
栃木市	下水道建設課	0282-25-2109			
佐 野 市	環境政策課	0283-20-3013			
鹿沼市	企業経営課	0289-65-3241			
日 光 市	下水道課	0288-21-5150			
小 山 市	環境課	0285-22-9284			
真 岡 市	下水道課	0285-83-8160			
大田原市	生活環境課	0287-23-8775			
矢 板 市	下水道課	0287-43-6214			
那須塩原市	管理課	0287-37-5213			
さくら市	下水道課	028-681-1118			
那須烏山市	上下水道課	0287-84-0411			
下 野 市	環境課	0285-32-8898			

市	町	名	担	当	課	電	話	番	号
上三川町			上下水道課			0285-56-9167			
益	子	町	建設	0285-72-8844					
茂	木	町	上下	0285-63-5649					
市	貝	町	建設	0285-68-1117					
芳	賀	町	都市	028-677-6021					
壬	生	町	下水	0282-81-1858					
野	木	町	生活	0280-57-4131					
塩	谷	町	くらし安全課 0287-45-111						L15
高	根 沢	町	上下	水道課		028	3-67	5-24	149
那	須	町	上下	水道課		028	37-7	2-69	919
那:	珂川	町	生活環境課			0287-92-1110			

このパンフレットに関するお問い合わせ先

栃木県環境森林部環境保全課

TEL 028-623-3189

FAX 028-623-3138

Email kankyo@pref.tochigi.lg.jp

